

公示送達書

一宮市告示第 456 号
令和 7 年 10 月 2 日

一宮市長 中野 正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名		差押調書	
送達を受けるべき者	住（居）所	氏 名	
	愛知県一宮市浅井町大日比野字下田 6 0 番地 1	小原 瑠衣斗	
	愛知県一宮市浅井町河田字桜の里 6 5 番地	中村 誠	
	以下余白		

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。